

お客様各位

セイノーロジックス株式会社

(横浜)045-682-5315

(大阪)06-6260-1031

(名古屋)052-221-7221

カナダ税関 eManifest 本格導入開始について②

拝啓、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社海上混載サービスに格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、2021年1月4日より、カナダ向け eManifest が本格導入され、カナダ向けの BL を発行する全ての NVOCC・フォワーダーは、自社 BL の情報(e Manifest)を CBSA に事前申告することが必要となりました。

上記より6か月間は猶予期間となっておりますが、2021年7月4日 現地入港分以降は未申告や不備があった場合にペナルティが科せられる場合があります。ペナルティの詳細につきましては、下記 CBSA のサイトをご参照ください。

<https://www.cbsa-asfc.gc.ca/trade-commerce/amps/mpd-dmi-eng.html>

なお、船会社および Master consolidator による代行送信は不可となっております。自社でカナダ向けの BL を発行される NVOCC・フォワーダーのお客様には、確実に情報送信のご手配をいただけますようお願い申し上げます。

敬具

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

セイノーロジックス株式会社

横浜：045-682-5315 大阪：06-6220-1031 名古屋：052-221-7221